

出産後の職場復帰に 取り組む企業を応援します

誰もが、誰かの、
たからもの。

出産後職場復帰奨励金

〔労働者数に応じて〕

10万円 又は 20万円/人

【申請期間】対象となる労働者が要件を満たした日の
翌日から起算して6か月以内

労働者が出産後も離職することなく
育児休業を取得し、
安心して働き続けることができる
職場環境づくりに取り組む
中小・小規模事業者等に
奨励金を支給します。



奨励金申請チェックシート

Q1 本社（又は主たる事業所）が島根県内にありますか？

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q2 「中小・小規模事業者」ですか？（下図参照）

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q3 出産した労働者の勤務する事業所は島根県内に
ありますか？

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q4 その事業所で常時雇用する労働者数は、
50人未満ですか？

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q5 労働者の育児休業の取得について
就業規則等に明文化されていますか？

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q6 育児休業取得や出産後の職場復帰、
子育て支援に今後も取り組みますか？

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q7 出産した労働者が、育児休業を3か月以上取得し、
その労働者を職場復帰後、3か月以上雇用してい
ますか？

☒ はい ☐ いいえ ▶ 対象外です

Q8 その事業所で常時雇用する労働者数は何人ですか？

①労働者数 30人未満の事業所

- はじめて申請する場合 20万円/人
- 2回目以降 10万円/人

②労働者数 30人以上50人未満の事業所
..... 10万円/人

中小・小規模事業者等とは

資本金または常時雇用する労働者数のどちらか
が、右記条件にあてはまる方です。
※資本金をもたない事業者は、常時雇用する労働
者数のみで判断してください。

主たる事業	資本金	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

または

発行／島根県政策企画局女性活躍推進課

TEL 0852-22-5245

詳細は

島根県女性活躍推進課の
ホームページをご覧ください。



お問い合わせ

松江商工会議所
TEL 0852-25-2556 または最寄りの
商工会議所

島根県商工会連合会本所
TEL 0852-21-0651 または最寄りの
商工会